手金のお知

こと。

がある月の2か月前まで

ないことを言います。な 間を併せた期間に未納が 付済期間と保険料免除期

未納期間があっても

初診日の前日に初診日

※保険料の納付要件とは

件すべてに該当している ②障害の状態が、次の条

方も含めて受け取ること けがによって生活や仕事 ができる年金です。 なった場合に現役世代の などが制限されるように 障害年金には、 病気や

> 年金制度に加入していな たしていること。20歳前の い期間に初診日がある場 合は納付要件は不要です。

障害基礎年金

診日が次のいずれかの間 ①障害の原因となった初 であること。

歳の方で年金制度に加入 に住んでいる60歳から65

国民年金加入期間

20歳前または日本国内

してない期間

たしていること。

②障害の状態が障害認定

日または20歳に達した時

に、障害等級表に定める

障害手当金(一時金)

①厚生年金の被保険者 診日があること。 となった病気やけがの初 である間に、障害の原因

20歳到達

20歳到達

いること。

1級又は2級に該当して

③保険料の納付要件を満

障害厚生年金

険者である間に、障害の の初診日があること。 原因となった病気やけが ①厚生年金保険の被保

②障害の状態が、障害認 かに該当していること。 る1級から3級のいずれ 定日に障害等級表に定め

③保険料の納付要件を満

7 国民年金の保険料納

納付期間全体で3分の2

治っていること(症状固 ・初診日から5年以内に の被保険者期間におい

る状態よりも軽いこと。 金を受け取ることができ ・治った日に障害厚生年

害の状態であること。 障害等級表に定める障

たしていること。 ③保険料の納付要件を満

8

8

納付済・免除期間

9

9

10

11

※初診日とは?

療を初めて受けた日。 医師又は歯科医師の診

6

• 免除期間

談ください。

年金事務所へ事前にご相

※障害認定日とは?

気やケガが治った日。 因となった病気やケガに 1年6か月以内にその病 か月を過ぎた日、または ついて初診日から1年6 のことで、その障害の原 障害の状態を定める日

直近の1年間で未納期間がない場合

H29. 12 H30. 1

H29. 12 H30. 1

| 12 | H31.1 | 2 | |
|----|-------|-----|--|
| | | 初診日 | |
| | | | |
| 12 | H31.1 | 2 | |
| | | 初診日 | |

10 11 とになります。 以上の納付があれば、 付要件を満たしているこ

請求手続き

要となるため、 断書などの添付書類が必 に提出してください。 年金事務所や役場町民課 請求書類を、 請求するにあたり、 お近くの お近くの

お問い合わせ先

納付期間全体で3分の2以上の納付がある場合

未納期間

町民課年金係

☎ 47-4681

函館年金事務所 **3**0138-82-8001

納付済・免除期間

予約専用ダイアル ☎0570-05-4890